

令和7年白老町議会議会運営委員会会議録

令和7年8月22日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時52分

○会議に付した事件

協議事項

1. 第6次議会改革について
 2. 決算審査特別委員会の審査方法について
 3. 全員協議会の開催について
 4. その他
-

○出席委員（5名）

委員長 佐藤雄大君
委員 水口光盛君
委員 飛島宣親君
委員外議員 森哲也君
副議長 広地紀彰君

副委員長 前田弘幹君
委員 氏家裕治君
委員外議員 貳又聖規君
委員外議員 西田祐子君
議長 小西秀延君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間弘樹君
主 幹	小山内恵君

◎開会の宣告

○委員長（佐藤雄大君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（佐藤雄大君） 本日の協議事項についてです。1点目、第6次議会改革について。2点目、決算審査特別委員会の審査方法について。3点目、全員協議会の開催について。4点目、その他についてであります。

まず1点目、第6次議会改革について、定数・報酬に係る委員会報告、最終報告ということで資料1を添付しております。

こちら、前回の中間報告との大きな変更点は、そこまで変わった部分はないのですが、最後のまとめの部分の文言が以前より少し増えていて、また新たな記載としましては、情報公開についての点を記載しているということになっております。この委員会報告案についてですが、けれども何か質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） この後のスケジュールですが、委員会報告案、これ9月19日に報告するのですが、同じ日に条例改正を発議して審議するという流れになるかなというふうに思います。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 会派みらい、水口です。条例改正を9月、これを報告して9月に条例改正というスケジュールというのは今回初めて聞いたのですが、こういう流れでしたか。ちょっともう一度、その流れを確認させてください。

○委員長（佐藤雄大君） 前回、中間報告の最後の文言に「9月の条例改正に向けて」という文言を入れていますので、一応そのような予定ではあったのですが、おそらく皆さんそのような認識だったかなというふうに思います。

水口委員、よろしいですか。

○委員（水口光盛君） 中間報告のときに「に向けて」だったので、前田博之議員からもその中間報告のときも質疑というか意見もあったように、もうちょっと、その前田博之議員の意見を反映しながら、もうちょっと時間があるのかなというふうに我々は思っていたので。それは、中間報告に書いてあったことは理解しているのですが、今回結果報告をして、条例改正を上げるということで、皆さんがそうであるということであれば、我々会派としては、そのように考えるということで、また報告するというふうにとりたいと思うのですが、そこをちょっと決めてもらえればと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 貳又委員外議員。

○委員外議員（貳又聖規君） 私委員外議員なのですが、この議会運営委員会の制度的なものというのは、やはり、いろいろ議会運営委員会の中で議論されて、9月にまずこの結論出

しましようということで進めてきたはずでありますし、それも記録として残っております。

ですから、例えばそのような、今、水口委員がおっしゃるところも、ひとつ理解はするのですが、ただそうなってくると議会運営委員会の議論のありようというのが、これはきちっと制度的に担保をされているものなのに、そこがどうなのかなというちょっと疑問があったものですから、それを私もちょうと疑問として投げかけさせていただきたいと思いました。

○委員長（佐藤雄大君） 改めて皆様に確認なのですけれども、お諮りいたしたいのですけれども、この9月、この報告案を出して、この9月で条例改正というような流れ、スケジュールで、ほかの方のご意見というか、そのような認識で間違いなかったかどうかというところを確認させていただければと思いますが。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 公明党の氏家です。今までの流れどおりでいいと思いますから、9月の条例提案に向けた流れで進めていただければと思います。内容についても、これで私はいいと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 飛島委員。

○委員（飛島宣親君） 会派しん、飛島です。会派しんも9月議会で上程するという方向でまわっています。

○委員長（佐藤雄大君） 前田副委員長。

○副委員長（前田弘幹君） 会派ひかりも同じく、それでいいと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 水口委員。

○委員（水口光盛君） 再度確認です。ではこの委員長報告をした後に条例改正、それとも条例改正の議案を審議して、今までだと後の委員長報告になるような気もするのですけれども、この議案の取扱いの順番というのは今後の話にはなっていくと思うのですが、それだけちょっと確認させてください。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） 通常であれば発議を先にやって、最後に委員会報告の流れになりますけれども、これについては議事日程を議会運営委員会の中でお諮りしますので、そのときに委員長報告後に採決と。条例改正の案を出すということも可能ですので、そこは議会運営委員会の中で決定いただければと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 水口委員。

○委員（水口光盛君） 条例改正をするということは二つ条例改正になりますね。定数条例、そして報酬条例、この2本の条例改正を今回上げるということになりますね。

○委員長（佐藤雄大君） 本間事務局長。

○事務局長（本間弘樹君） はい、そのようになります。

○委員長（佐藤雄大君） ほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） すみません。先に、項目ないのですが同時選挙については会派間の

調整をしているところでありまして、なかなか調整に少し時間を要しているため、まだ今回の協議には扱っていないことを皆様に情報共有をさせていただきます。

続いて、議会基本条例に係る意見出しとして、各会派で以前お配りした組織体系のこの足りない部分はどこだろうというところを、各会派で考えてきていただいたのかなというふうに思います。そもそも議会基本条例を制定していくのかどうかということも含めて、各会派のご意見を伺いたいというふうに思います。おそらく、7月4日追加資料3の①が1番分かりやすいかなというふうに思います。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 会派みらいです。このことについては前回、我々の会派も話しましたが条例つくる方向で、こういう議会改革をやってそして基本条例をつくるということに関してはいいのではないかと。そしてこのような議論をすることが大事なので、議会基本条例をつくる、つukらないちょっと置いておいても、このような先ほどの資料の項目、これを議論していくということは大事だというふうに捉えています。

ただ、会派の中でも、いや今自治基本条例、これがあるのだから、そこまでしなくてもいいという意見もありますし、やはりその辺、この基本条例をつくる、つukらないの前に、このようなことを議論するという形で、結果的にどうするということを決めたほうがいいのではないかという意見になっております。

○委員長（佐藤雄大君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 公明党の氏家です。この議会基本条例をつくるかつukらないかという議論は、例えば議会運営委員会の中で小委員会的な委員会を設けて月に1、2回、議会基本条例をつくることによって何が変わるのか。誰のためにやるのかという話から始めていかないと、多分そのあとの、つukろうよという話にはなっていないかと思うのです。いやつukなくていいのではないかという話になっていくのではないかなと思うのですが、その辺の考え方です。

白老町議会自治基本条例というのを持っていて、この資料3に書かれているとおり、ある程度議会基本条例を持っている町の条項をほとんどクリアしているのだけれども、クリアしているのだけれども、実際それが条例化されているかどうかということに関しては、例えば議会運営基準でしているとか、そのような形の中でしかやっていないことであって、例えば、新しい議員さんが入ってきても、うちの町の議会の条例はどれですかと言ったときには、例えば、うちの冊子を全て見返さないと分からないような状況になっているというのが1点あるのです。新しい人が来ても、最低限これさえやればいいのだなという基準ができるということが一つ。

今その話をしても仕方ないのだけど、いずれにしてもなぜ必要なのか、誰のためにやるのか。それは議会のためなのか議員のためなのか、町民のためにやるのか、そのようなところから始めた議論を基に、つukるつukらないの話に入っていくべきではないのかと考えます。

○委員長（佐藤雄大君） 飛島委員。

○委員（飛島宣親君） 会派しんでは、白老町議会は度重なる改革によって基本的なことは踏まえられているので、何が必要なのかもう少し議論や勉強が、私も実際のところ、全然把握で

きないところもありますので、そのような勉強等が必要かと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 前田副委員長。

○副委員長（前田弘幹君） 会派ひかりでは、皆さんご承知のとおり、自治基本条例が町政全体の理念を示す憲法のような役割であるのに対し、議会基本条例は、議会運営を具体的にどう進めるかを定めた実行マニュアルとしての役割を担っている。その条例を議会における最高規範と位置づけることで、今後の議会運営や関連規則の解釈、運用は全てこの条例の理念に沿って行われることになり、改革の一貫性と継続性が担保されるのではないかということで、議会基本条例制定の方向で、具体的かつ実践的な規定を中心に検討すべきではないのかということでまとまりました。

例えば、その表の中にあるものないものも含めて、今後検討するものとして、議会サポーターの導入、SNS規定やインターネット使用条項の見直しや明文化、報酬・定数の規定、災害時対応、一般質問のアーカイブ化、審議の活性化、これは一問一答方式の見直しも含めてです。

あと議長の立候補制度を導入してはどうだろうかというような、今まで1期目の議員が、まずやるべきことというか、議長を選ぶにしても、何を基準にという部分がやはり分からないことが多過ぎて、例えば会派の数の原理だとか云々ではなくて、この人やったら何をやってくれるのだろうかというようなことを言ってもらったりするようなことも、議会にとって必要ではないかなということも含めて、1年目、1期目の議員に対しての研修制度を、行政のやっているものとはまた別に議員としてというような、議会としてというようなことも入れたらどうだということで、検討すべきではないかということで話し合ってきました。

○委員長（佐藤雄大君） ありがとうございます。まずその進め方についてです。みらいさんも公明党さんもありましたけれども、例えばその基本条例検討小委員会みたいなものをつくって進めていくのか、あるいは、全員なのか。例えば全員協議会を何回かやるなどということなのか、そのような進め方というのですか、というところを先に決めて、その中で出てきた基本条例を検討してつくるかつくらないかっていう流れになってくるのかなというふうに思いますので、例えば、基本条例検討小委員会みたいなものであれば、議会運営委員会のメンバー、これやはり議会運営委員会の中で議論すべきなのか、全員で議論すべきなのかというところをどう進めていけばいいかなというのを皆様にお諮りしながら進めていきたいというふうに思うのですけれども、どう進んでいくのが1番いいのかというところが。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。小委員会のメンバーという話になると、やはり会派の代表者あたりが、最低限1人ずつ出いただくような形で話し合っていないと、やはり煮詰まっていけないのではないかなと思うのです。まずは会派の代表者ということになると、議長を抜き副議長も多分抜けるのかなと思うのですけれども、その中の話し合いを、例えば議会運営委員会で、小委員会としてはこのような意見になりました。皆さんどうでしょうかという話になるのか、会派の代表が集まってきているわけですから、それを会派に持ち帰ってまたいろいろな意見をその場所でぶつけ合うのか。全員協議会というか、全体の議員さんたちに報告する

場を設けてそこで報告するのか。

ただ、僕は議会運営委員会で練って、議会運営委員会である程度話し合うことで解決していく問題ではないのかなと思うのですけども、そういった形をとるべきだなと思いました。

○委員長（佐藤雄大君） 先ほど水口委員からありましたけれど、なかなか会派でも割れるようなことが起こり得るのかなというふうに感じたのですけれど、その点はいかがですか。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 水口です。会派の中でもやっぱり3人いると、議員の経験年数も違えば、過去のこともちょっと分からないことがあって分かれるは分かるのですけれど、やはり逆に言うと小委員会を設けることもありなのですけれど、まずは議会運営委員会の中である程度議論をしてから、例えば全員協議会に1回諮って、全議員に1回意見をもらって、それをまた議会運営委員会の中で戻すというやり方のほうが、逆に1人の議員が自分の意見を聞いてもらえてないということを言い出すとまたややこしくなるので、そして、今ない条例をつくるわけではないですか。ある意味起草するということになるので、やはり全員の声が聞ける状態をつくったほうが僕はいいのかなと思っているのです。

例えば、報酬とか定数は今ある条例を改正するというので、そこで1人の議員の声というのは、条例改正のときに議論できます。ですが、新しい条例をつくっていくということは、やはり、まずは議会運営委員会で話して、それから全員協議会を開いて、議員の声を聞いてまた議会運営委員会に戻してなどと、ちょっとそのようなやり方のほうが僕は、会派の代表が集まって話をするよりも議会運営委員会の中でやっていただいたほうが、私の会派としては、うまくいくのではないかなというふうに考えておるのですが、その辺皆さんの会派がどうかは分かりませんが、ちょっとお諮りしたいなと思っております。

○委員長（佐藤雄大君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） そのとおりだと思うから、流れはそのとおりでいいと思うのだけれども、でも要は、最初をつくるかつくらないかの議論でしょう。つくるかつくらないかの議論を進めていく段階だから、そのつくと決めたことに対して、例えば全員協議会を開いていろいろな意見をもらうという以前の話だと思うのです。そこの充実をしっかりと図っていくことが大事であって、決まったことを例えば全員協議会の中で話し合って、いや俺の意見は反映されていないなどと、そのような話にはならないと思うから、そこの議論をしっかりしていく。そのベースさえしっかりできれば、あとはいろいろな議論があってもいいと思います。

たださきほど言ったように、なぜ必要なのか、こういうことで必要だという議論が固まった中で皆さんの意見を聞く。

○委員長（佐藤雄大君） 広地副議長。

○副議長（広地紀彰君） 皆様の意見をずっと拝聴していたのですけれど、やはり機運をどのようにして、まず、必要性については様々に否定している会派はありませんでした。特に前田副委員長のほうから結構総括的な話がありまして、私も見識深まったところです。

ただ、今、氏家委員がご指摘されたとおりで、勉強が必要だと。そもそもなぜ必要なのかと、

具体的なイメージ、副委員長からもありましたけどそれがなぜ議会基本条例にとって必要なのかと。マニュアル化、例えば研修会から研修会制度を運営基準でつくればいいし、だけどそうではなくて、やはりなぜ議会基本条例として整理していく必要があるのかということをもっと熟議したほうが、これからの改革に対する足取りにも影響してくると思うので、まずその必要性について研修会的な部分をまず設けて、委員長がお示しされた小委員会などは、それを今後もしつくるとなったときに、例えば文言や条項の整理など、そのようないろいろ作業部会的なことが必要になってきたときには活用されるべきなのかなと。

まずは、議会改革の所管はこの議会運営委員会ですので、ここでやはりこれは議会基本条例として整理すべきだと。そのような部分が固まるまではまずこの枠組みでやって、適宜、これから、いい資料を作っていただいているので、ちょっとこれが欠けているのではないかなどそのような部分ももう少し話し合って、やはり議会基本条例をつくるべきだと。いや、現行の枠組みの拡充で済むのではないかなどの議論を、もう少しこの場でやったほうがいいと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 今後の進め方についてですけれども、なぜ必要なのかも含めて研修や調査というものを行って、つくるのかつくらないのかというところをこの議会運営委員会で議論していくというような流れで進めていければというふうに思いますが、いかがでしょう。

小西議長。

○議長（小西秀延君） 議会改革について、今議会基本条例を持つべきかどうかという議論を進めていくという形になったのは、すばらしいことではないかなというふうに思っております。その中で、先ほど飛島委員からお話もありましたが、白老町の議会がどのようにして改革を進めてきたか、自治基本条例からどのように、これまでの改革をやっているのか。自治基本条例のなり立ちも兼ねて、まず皆さんで勉強をしていくのも一つかなと思います。新しい議員さんが今5人いらっしゃるということで、そのような研修というのは、まだ受けられていない方がやはり5人いると、なかなかその中身も分かっていないと先に進むのも難しいのかなという点もありますので、議会運営委員会なら議会運営委員会が音頭をとって、議員全員に声をかけて勉強会を開催して、資料も議会運営委員会のほうで持っていますので、委員長からレクチャーをしてもらうような形もいいのかなと思います。そこからまた議会改革について、皆さんで話し合っていくという形も一つかなと思っておりますので、ちょっと参考までに意見をさせていただきますと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 研修や調査の中で、芽室町の議会基本条例を前回か前々回お配りしたと思うのですが、西科経営監はもともと議会事務局で芽室町議会の議会改革を進めてこられた方なので、例えば経営監にお願いして、そのような議会基本条例の研修というものを実施していくというのも一つの例ですけれども、手かなというふうに思っていますので、そのような形で、新人議員の方々、1期目の方々プラス議会基本条例、今までの自治基本条例の流れと議会基本条例のことを一緒に勉強、研修できればなというふうに思っていますので、またそのような形で進めていくというようなところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） では、そのように進めさせていただきます。

ほかに、第6次議会改革について何かございますか。

西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 委員外議員の西田でございます。これからぜひ検討していただきたいのが、旅費規程なのです。JRも大分値上がりしましたし、ホテル代なども値上がりしています。今の金額でいいのかどうなのかということと、それから海外視察が、たしか白老町議会では禁止になっているはずなのですが、それも、これでいいのかどうなのかという、視察研修に当たってそのような改革ももうちょっと議論していただければありがたいかなと思うのですけれども。金額を上げて下さいなどと、そのような意味ではないのです。

総体的に、旅費規程はこれでいいのかどうなのか、考え方はこれでいいのかどうかということも、一つ考えていただければと思います。

○委員長（佐藤雄大君） ご意見として承りますので、また議論の中で皆さんと協議できればと思います。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それでは、続いて2点目の決算審査特別委員会の審査方法について。質問項目の事前通告についてと決算書類の区切りページによる質疑についてです。

質問項目の事前通告につきましては、前回の議会運営委員会でもご説明いたしました。資料2のほうに事業別一覧が載っていますのでご確認いただければと思いますが、この進め方について何かご意見等ございますか。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 会派みらい水口です。まず質問項目の事前通告について、資料2なのですが、私どもの会派としては、これは必要ないと。このようなやり方をしないで、昨年と同じ通告なしで大いに自由に特別委員会なので議論をすべきだという意見になりました。

続いて、決算書類の区切りページ、これについては前回の決算審査でもちょっと長くて議論の幅が見えないということで、このページによって区切りながらやるということについては、前回我々の会派も求めていたことなので、これについては実施したほうがいいということです。

○委員長（佐藤雄大君） ほかの各会派の方はいかがでしょうか。

飛島委員。

○委員（飛島宣親君） 会派しん、飛島です。会派しんでは、原則事前通告制として、関連質問があり、事前通告によらない質問もありということであれば、賛成したいと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 公明党、氏家です。今、水口代表それから飛島代表からあった話の総括的な物事の取り入れ方をしていく中で決められるべきなのかなと思いますけれども、そんなに難しいことではないですよ。ですから、そのような形で進めていただければと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 事前通告はいかがでしょう。

○委員（氏家裕治君） 関連するような、そのような質疑が重ならないような形で進めていくということが大事なのかなと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 前田副委員長。

○副委員長（前田弘幹君） 会派ひかりは、前回も聞いたのですが、絶対的に最初から通告がありということではないということだったので、その方向でいいのかなと。先ほどしんさんが言ったようなことと同じでいいと思います。

○委員長（佐藤雄大君） 今日、特別委員会の委員長、提案者の貳又議員がいますので、ご説明よろしいでしょうか。

貳又委員外議員。

○委員外議員（貳又聖規君） 貳又でございます。まずは、前回のこの議会運営委員会の場に、私欠席ということで、しっかりとしたご説明できずに大変申し訳ございませんでした。まずお詫びいたします。

それで今、私のほうでは、やはり予算審査や決算審査、過去やってきました。そのようなところも踏まえて、今何を目指しているのかというと、これはまずその審査の効率性向上です。これは各地方自治体、地方議会、課題として捉えていることであることはもう皆さんご承知のことだというふうに思います。

それで、事前通告制はもともと、全て事前通告するということではございません。先ほど、皆さんのほうからご意見いただいている方向性のとおりです。

そこで、これを取り入れることでのメリット・デメリットはもちろん皆さんもご承知のとおりだと思うのですが、一つは膨大なデータを含んでいるので、これを短時間で全てを網羅的に審査するのは困難であるということは皆さんご承知のことだと思います。それから、事前に質問事項を提示することで、執行部は必要な資料データを用意し的確な答弁が可能となるというところが一つあって、そのようなところもあり、各議会は入れているところもあります。

ただ、デメリットももちろんあるということで、例えば執行部との緊張感の問題だとかいろいろあります。それはもう皆さんもご承知のことだと思っています。その中で、私一つやはり思っているのは、先ほどの議会基本条例のお話もありましたが、やはり、そもそもこの予算審査と決算審査、これをやる中で、これはやった後に効果検証、今回の決算審査どうであったか、予算審査どうであったかということを深めるというのは非常に大事だと思いますので、今後そのようなこともこの議会運営委員会の中でいろいろと協議できたらいいのかなというふうに思っております。

それで、この決算審査の中での私の一つの課題として捉えていることは、決算審査というのは、まず支出の妥当性を問うというのは一つ大きいです。支出の妥当性。

それからもう一つは、政策効果のチェックです、すなわちこれは政策効果をチェックして、次年度予算への反映が可能となるかどうか、これはやはり今までの決算審査における各委員さんからの質問では、いや、新年度予算に踏み込む質問はNGとなっているではないですか。でも、本来でいくと、やはりその支出の妥当性を問う部分と政策効果、政策をチェックする部分

でいくと、私は今の白老町議会の予算審査や決算審査でいうと、支出の妥当性のチェックは強いと思うのです。ただ一方で、政策効果をチェックする部分は少し弱いのかなという感じがするのです。それをやはり、少しずつでもいいので深化させる、深化させるというのは深めるほうです。そのような中であって、この決算審査。今度執行部側はどうなったのかというところ
でいくと、今回、予算審査でも、決算審査、過去の審査でも、やはり私の思いとしては課長さんの答弁が少なかったなと思っているのです。係長職の答弁が多かったと。

これ私、今回の予算審査の最後のコメントでも発しましたが、ただこれまた機構改革によって、部長制に変わりました。ということは、部長がこう答弁するものは範囲がもっともっと広がります。やはりそのようなところでいくと、これは住民主体で考えたときに、より効率的な、効果的な議論をするというのも一つだと思うのです。その中で、私は、事前通告制というのを一部取り入れて、今回またそこを入れてみて、実際どのように機能したかというのを、やはり私たち検証させていただいて、また次の部分にステップアップしていくという思いがあったものですから、完全にこれは事前通告と、全てということではなくて、部分的に取り入れつつ、かつ、この議会運営委員会の中でもこれからの予算審査、決算審査をしっかりと議論する。そして我々も、他の地方議会のすばらしい優良事例なども学び得ながら、議会改革と一緒に進めていくべきだろうというふうに思ったものですから、今回このような提案をさせていただいたところでございます。ご理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（佐藤雄大君）　ご説明ありがとうございます。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君）　説明ありがとうございました。考え方はそのとおりだと思いますし、原則このような通告をして、無駄な議論という言い方はちょっと語弊あるけれども、議論の重複を避けることもある程度必要だと思いますし、その中でやはり緊張感を持ちながら、行政からの反問権等々を、どうしても理解できないことについてはそのようなものを利用することも、やはり大事な一手なのかなと思っています。ですから、そのような方向で進めてもらえるといいかなと思います。あくまで原則ですから、別にそれはそれとして、従えない人がいても、それはそれでも構わないと思いますけれども、ただ、今貳又委員外議員から話があった決算審査の在り方について、次年度に予算を反映させるような話がちょっとありましたけれども、これ私若い頃から言うのですが、6年度決算です。今回。そうしたら新年度ということは8年度に反映させるかということになるかと思うのですけれど、私は違うと思うのです。7年度予算がもう執行されている以上は、7年度予算の決算状況を見ながら、8年度に反映させていくということが、これやはり、今までやってきた議会のやり方なのです。議会のやり方というのがそうだから。何か普通にそのような言葉が出てくるのだけれども、それが僕は、全然理解できないのです。20年たっても。だから、その辺の考え方はやはり整理しておいたほうが議会としていいのかなと思うのだけれども、その辺の説明できますか。

○委員長（佐藤雄大君）　貳又委員外議員。

○委員外議員（貳又聖規君）　貳又でございます。これちょっと、例にとるのもおかしいのか

もしれないのですが、今のウポボイが、その法人格的な予算の使い方というのが単年単年でしかできないというように今出ております。例えば独立行政法人であれば長期的に5年間スパンの中で、予算措置は5か年獲得できなくても、初年度はこう、2年度はこうということでステップアップを踏んでいくと。我々は総合計画・総合戦略に基づいて、例えば今、氏家委員おっしゃったところで言うと、まさしく6年度の決算の中で、もう7年度予算は始まっていますし、それを8年度に向けてどうなるのと言ったときに、総合計画の中では、例えば、アイヌ文化の振興施策など、それはアイヌ政策推進交付金などを使いながら単年度ではなくて、長期目線の、要は政策になっておりますから、すみません私の説明不足があったのですが、そこでいくと、支出の妥当性のチェックということではなくてその政策効果のチェックという部分が、各地方議会は頭悩ませながら、どのような効果的なものにするかということらどと思うのです。ただ、そうは言いつつ、やはり支出の妥当性だけを問うような決算審査では駄目だというのはもうこれ各議会もやはり課題として捉えているところがあるので、そこはやはり、私は、ぜひ、我々で研究し合いながら、どのように政策チェック機能をこの決算審査の中で力を発揮できるのかということらは、しっかり研究しながら進めていきたいと思っております。ですから、氏家委員から今ご指摘あった部分で、私はこれだという答えはないわけです。ただし、やはり先行しているそのような地方議会もあります。そのようなところも私たちが勉強させていただきながら、どのような、よりよい決算審査のありようがあるかということを進めていただければいいなというふうに思っております。

○委員長（佐藤雄大君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。僕もこれだというのはないのですが、6年度の決算でこの政策の効果がどうだったのかという議論は、僕はすべきだと思っておりますし、そのようなことについての決着をそこでつけていく、まずは決着をつけることです、6年度の。7年度予算の次、次年度というか、7年度予算は執行されていますから。これも、例えば検証、これからです。いや、今後、いつの時期になるかわからないけれども、これからまた議会運営委員会の中で、例えばこの予算の執行、予算と決算の連動というようなものは、一度、若い新しく入ってきた議員さんたちもいらっしゃるので、そこについての議論は、やはり1度深めていくべきかと思っております。

でも、物質上、今のままでしかいけないのだということであれば、決算審査の考え方、決算審査とはこうあるべき、うちの町としてはこうだというものをしっかり決めた上で議論するべきではないかなと思います。

何かみんな予算に、今度どうするのみたいな話は、僕は今の体制の中ではできないような気がするので、だからその考え方だけをしっかりと、今後決めていくべきではないかと思っております。

○委員長（佐藤雄大君） 予算と決算の連動の話や今後の部分の議論の活発化も含めて、これも議会改革の項目になるのかなというふうに思っておりますので、また改めて、この点も議論できたらというふうに思います。

事前通告についてですけれども、原則するのですけれども、していないものも聞いていいと

いうことで皆さん理解されていると思いますし、そのような形で進めることで異論はないというところですよ。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 私どもの会派としては、昨年も特に何も混乱なく逆に早いぐらいで決算審査が終わっていたと思うのです。時間的にすごい何か細かい話をして、暫時休憩、暫時休憩とあったわけではなくて、もう皆さんB／Cだとか費用対効果の調書を見ながらこれは費用対効果があったとか決算ちゃんとされているとか、ちゃんと前年度の決算に向けて議論をしていた。何も問題がなかったと思っているので、特に事前通告をするという意味が、会派の中ではないだろうと。委員会という中で、自由に議員として言葉を発するということがやはり大事だということを言っているのです、原則、される方はする。そしてそのしたことによって、行政からの回答がすごい深まっているのであれば、それを見て、また来年、来年は原則するという方向にするなど、ちょっと一部、何というのでしょうか。ちょっと余裕を持つというわけではないですが、試行的にやってみて、先ほど氏家委員がおっしゃったように予算の関連性や決算委員会、決算審査はこのようなものだ、予算審査はこのようなものだということを、議会改革の中で議論していくということで、我々の会派に戻って試行的にやると。通告をしていないからしてはいけません。その議員おかしいとかではなくて、今回はまずやってみようということで進めていただければ、我々の会派としては、これまでどおりでやりたいと思っていますので、それを皆さんにお諮りして、それであれば、委員長にお任せしたいと思っています。

○委員長（佐藤雄大君） 今、水口委員からありましたけれども、試行的にではないですが、そのような形で進めるということによろしいのでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） では、そのように進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

西田委員外議員。

○委員外議員（西田祐子君） 委員外議員の西田です。試行的に進めていただけるということですのでけれども、委員会は、3回の質問が一応基本となっていて、それ以降は委員長の裁量でということになっているのですけれども、もしこれを試行するのであれば、かなり踏み込んだ質問もできるような形になってくるのかなと思ったときに、そのときに1回ずつ、委員長の采配で、いいと言ってくれる委員長と、いや、3回は3回だからという委員長といってもおかしいので、そのようなことも一緒に今後検討材料の中に入れていただければいいかなと思います。うまくやってくださいという意味ではないのですけれども、そのようなことも一緒に検証していただければありがたいと思います。

○委員長（佐藤雄大君） そちらのほうも第6次議会改革のほうで取り組んでいきたいというふうに思いますし、今回はというか、原則として3回までだと思いますので、そこは変わらないかなというふうには思います。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） そのような議論になると、やはり言わなければいけないと思うのだけれども、そこまで深めたいと思うような質問事項があるのだったらちゃんと通告すべきです。それは、議員としてです。これは道義的な、だってこれは絶対深めたいのだと。もしかしたら3回の質問で終わらないかもしれないみたいな、そのような思いがあって質問するのならやはり通告すべきです。だから、どちらでもいいから、原則としてやっていただければいいのではないかなと思うのですけれど。

3回は3回と一応決めてやってきているわけです。どうしてもというのならもう1回いいです。それで終わらせるべきです。

○委員長（佐藤雄大君） 基本的には、進め方は今までどおりだというふうに思いますので、その点皆さんご理解いただければというふうに思います。

2点目の決算審査特別委員会の審査方法について、そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それでは、続きまして3点目、全員協議会の開催について事務局からお願いいたします。

○事務局長（本間弘樹君） 資料3の開催要請書を御覧いただきたいと思います。

全員協議会の開催要請ということで、案件が北海道栄高等学校の移転についてということで、今月は町長と教育長が京都のほうに行って理事長と協議を行ってきたということで、その経過報告をするという内容になってございます。

日程的に9月5日の議案説明会終了後を予定したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤雄大君） この全員協議会の開催について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤雄大君） それでは、4点目、その他。次回開催についてですけれども、8月28日木曜日の午後1時半から、定例会9月会議の一般質問等について会議を開催する予定となっております。

水口委員。

○委員（水口光盛君） 会派みらい水口です。前回、一般質問の取扱いという、所管事務調査と一般質問の取扱いということ、再度会派に戻って会派に説明しました。したのですが、新しい議員については書いてあるとおりにやればいいという議論で収まるのですが、古い議員はやはりその過去のことをずっと言われるのです。過去は、総務に入っていなければ産業厚生の人、それはやってもいいことだったと。過去の議会運営委員会でも議論されていることだと。それは過去の議会運営委員会でしょうということで、今回は今回で書いてある、一般質問取扱いという運営基準に書いてあることを守りましょうということでやってきているのだから、それに従ってほしいということは説明しています。していますが、やはり一般質問は個々の議員の裁量といいますか、判断でやることですから会派で抑え込むことはできませんので、その辺はもしかすると、今回の一般質問でも、私の会派のほうからは産業厚生でやっていることが、全然、質問者と質問者は予算など、費用対効果について聞いているのだということで上がって

くる可能性もあります。ですから、その辺を皆さんも今後、過去の議会運営委員会の議論と今の議会運営委員会の議論をごちゃごちゃにするとややこしくなるので、今の議会運営委員会では、その基準に書いてあることを守りましょうということで、やはりちょっと、皆さんと統一したいなと思っています。

ちょっと言い方が悪いのですけれど、そのようにしないと先進まないと思うのです。もし、この基準がおかしいというのであれば、この基準を変えるなど、そのような議論に将来持っていけないとだめなのかなと僕は思いますので、それも含めて、今回、議会基本条例もつくるといふのがありますから、その中の基準のことを書いてあることも、やはり明確にしていっぱうが私はいいと思っています。

なかなか私の力不足で会派の中でも分かれてしまうこともあるのですが、その辺、私としては、ちゃんと会派に持ち帰って、熱い議論をしてやっていますので、その辺、次、28日に一般質問等に上がってきて皆さんで審査し、見るということがあると思いますので、そのときにちょっと皆さんの意見を聞いて、あとは最後、議長と議会運営委員会で判断するというふうになっていますので、遠回しな言い方で申し訳ないのですが理解していただきたいと思っています。

○委員長（佐藤雄大君） 前回、この運営基準に書いていることで、過去も勘違いというか慣例でやっていた部分があるけれど、今回は見直そうということで、皆さん統一されていると思うのですが、質問をしないこととするというところで、今回の所管事務の2点については、どの委員会に所属していてもできないということで取り扱うことになっていますので、皆さんその認識で会派に持ち帰っていただいて、今回、きっと災害対策や津波対策については、おそらく今回タイムリーな話題ですので、質問したい方もいらっしゃるかというふうに思うのですが、そこは、この運営基準のルールでやろうということになっていますので、仮に、全く同じような通告内容というか項目で出てきた場合は、そこは議会運営委員会でこれはちょっとどうなのかというところは、削除の対象などとなってしまう可能性はあるかなという気はしますが、それは改めて議会運営委員会もしくは議長に確認の上で取扱いをどうするかということは、議長と議会運営委員会で、特に認めた場合は除くとなっていますので、その時は、議論できればなというふうに思います。

ただ、原則としてはどうか、質問しないこととするということなので、注意してその通告内容を皆さん記載していただいきたいということは改めて私の立場からも申し上げておきたいというふうに思います。

ほか、その他について何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（佐藤雄大君） それではこれをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午前10時52分）